

九州大学構内における無人航空機の飛行に関する規程

平成28年度九大規程第17号

制定：平成28年 8月25日

最終改正：令和 5年 3月28日

(令和4年度九大規程第85号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学キャンパス構内（以下「構内」という。）における無人航空機の飛行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無人航空機 航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他法令等で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。
- (2) 部局 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、高等研究院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、各学内共同教育研究センター、情報統括本部、統合移転推進本部、基金本部、広報本部、グローバル化推進本部、学術研究・産学官連携推進本部、未来社会デザイン統括本部、データ駆動イノベーション推進本部、未来人材育成機構、各推進室等、伊都診療所、事務局、部局事務部及び監査・コンプライアンス室をいう。

(飛行の申請及び許可等)

第3条 構内で無人航空機を飛行させようとする者（以下「飛行実施者」という。）は、別記様式により、あらかじめ所属部局の長を通じて総長に申請し、許可を受けなければならない。なお、次条第3号又は第4号に該当する者は、業務委託又は取材許可を行った部局の長を通じて総長に申請するものとする。

2 構内のうち、航空法（昭和27年法律第231号）の規定により国土交通大臣の許可が必要な空域で無人航空機を飛行させようとする者は、あらかじめその許可を得た上で、別記様式に当該許可に係る書類を添付して申請しなければならない。

3 構内における無人航空機の飛行の目的は、次のいずれかに該当するものに限るものとする。

- (1) 報道等の取材
- (2) 事故又は災害の対応

- (3) 教育・研究
- (4) 設備又はインフラの保守点検
- (5) その他総長が特に必要と認めたもの

4 次に掲げる無人航空機の構内での飛行は許可しない。

- (1) 無人航空機に、火薬類、高圧ガス、引火性液体、凶器等の危険物を搭載して行う飛行
- (2) 無人航空機から物を投下させる飛行
(飛行の申請ができる者)

第4条 前条に定める飛行の申請をすることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第2条に定める職員
- (2) 九州大学（以下「本学」という。）の学生及び本学の各種制度等に基づいて受け入れる研究生等
- (3) 本学が委託する業務に従事する者
- (4) 本学への取材を許可された者
(遵守事項)

第5条 飛行実施者は、事故防止に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 航空法等関係法令を遵守すること。
- (2) 飛行を実施するときは、常に飛行実施許可証を携帯すること。
- (3) 日出から日没までの間に飛行させること。
- (4) 操縦に影響するような強風、雨天時等は飛行させないこと。
- (5) 無人航空機及びその周辺を目視により常時監視することとし、2名以上の監視員を配置すること。
- (6) 無人航空機と地上又は水上の人又は建物等の物件との間に30メートル以上の距離を保って飛行させること。
- (7) 多数の者の集合する場所の上空で飛行させないこと。
- (8) 大学の同意なしに撮影した映像を公開しないこと。
- (9) その他事故の発生のおそれのある危険な飛行を行わないこと。

2 航空法第132条の2ただし書きに規定する国土交通大臣の承認を受けた者についても、構内で無人航空機を飛行させる場合は、前項各号の事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ総長の承認を受けた場合は、必要な安全確保の措置をとった上で、多数の者の集合する場所の上空を飛行させることができるものとする。

(報告)

第6条 無人航空機による事故等が発生した場合は、飛行実施者は、事故等の状況及び講じた措置の概要等について、速やかに総長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第7条 飛行実施者は、故意又は過失により本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償

しなければならない。ただし、本学の下承を得て原状に回復したときは、この限りでない。

- 2 飛行実施者は、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該第三者及び本学の下承を得て原状に回復したときは、この限りでない。

(事務)

第8条 無人航空機の飛行に関する事務は、部局事務部等の協力を得て、総務部総務課及び施設部施設企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、無人航空機の飛行に関し必要な事項は九州大学キャンパス計画及び施設管理委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月25日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第86号)

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第17号)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第88号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規程第85号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

飛行許可申請書

年 月 日 提出

九州大学総長 殿

部局名

部局長名

下記のとおり無人航空機の飛行の希望がありましたので、飛行許可を申請します。

飛行地区	<input type="checkbox"/> 箱崎地区構内 <input type="checkbox"/> 伊都地区構内 <input type="checkbox"/> 大橋地区構内 <input type="checkbox"/> 筑紫地区構内 <input type="checkbox"/> 馬出地区構内 <input type="checkbox"/> その他()	無人航空機を飛行させる地区にひとつだけ✓を入れてください。 ※複数の地区において飛行させる場合は、地区ごとにそれぞれ申請してください。
飛行の目的		
飛行の日時	年 月 日 (AM・PM : ~ AM・PM :) 年 月 日 (AM・PM : ~ AM・PM :)	
予備日	年 月 日 (AM・PM : ~ AM・PM :)	
飛行の経路	別紙「飛行経路図」のとおり	
飛行実施者区分	教員・職員・学生・その他()	
飛行実施者(代表者)	所属名(学外者の場合は、会社名及び部署名等): 職名(身分名): 氏名: TEL: e-mail: ※学外者の場合は、飛行実施業務に係る責任者について記載してください。	
実施当日の緊急連絡先	氏名: TEL: ※携帯電話等、実施当日に確実に連絡が取れる連絡先を記載してください。	
第三者賠償責任保険への加入状況	<input type="checkbox"/> 加入している(□対人 □対物) 保険会社名: 商品名: 補償金額:(対人) (対物) <input type="checkbox"/> 加入していない(未加入の場合は加入不要な理由を記載してください。)	

無人航空機の飛行の実施にあたっては、関係法令及び九州大学構内における無人航空機の飛行に関する規程(平成28年度九大規程第17号)を遵守します。

年 月 日

飛行実施者(代表者) 氏名:

※以下、大学事務使用欄

受付事務担当部署:

氏名:

TEL(内線):

e-mail:

(緊急時は、上記担当部署に連絡することがあります。)

第 号

飛行実施許可証

年 月 日

上記の無人航空機の飛行実施を許可します。

九州大学総長

印

飛行経路図

(広域図)

(詳細図)

飛行実施者

代表者

所属: _____ 氏名: _____
所属: _____ 氏名: _____
所属: _____ 氏名: _____
所属: _____ 氏名: _____

*航空法第56条により制限される飛行高度

地区	国土交通省の許可
・箱崎	要
・馬出	要
・大橋	要
・筑紫	要
・伊都	150m以上 要
	150m未満 不要
・原町	不要(ただし、54m以上は飛行不可)
・附属演習林(篠栗)	不要(ただし、140m以上は飛行不可)
・別府	要

上記以外の地区で無人航空機を飛行させる場合は、航空法等の関係法令を必ず確認すること。